医療安全対策加算に関する掲示

当院では、患者様に安心・安全で信頼性の高い医療を提供するため、厚生労働大臣が定める「医療安全対策加算２」の施設基準を満たし、組織的な医療安全管理体制を整えております。

【当院の主な取り組み】

１．医療安全管理部門の設置と責任者の配置

院内に「医療安全管理部門」を設置し、医療安全に関する十分な知識を有する「専任の医療安全管理者」を配置しています。院内全体の安全管理および業務改善に組織的に取り組んでいます。

２．医療安全管理委員会の開催

多職種で構成される「医療安全管理委員会」を定期的に開催し、院内から報告されたインシデント（ヒヤリ・ハット）事例などの分析、再発防止策の検討、および安全対策の進捗確認を行っています。

３．全職員を対象とした研修の実施

医療安全に対する意識・知識・技術の向上を図るため、全職員を対象とした医療安全に関する研修会・講習会を年２回以上定期的に開催しています。

４．医療事故防止・改善への取り組み

事故を未然に防ぐため、院内の医療安全ラウンド（巡回）を定期的に実施し、業務手順の検証や職場環境の改善を推進しています。

令和８年１１月１日

草　加　病　院